

南流山駅周辺地区の環境を整えるための建築計画立案段階に  
おける事務取扱要領

(目的)

第1条 この要綱は、南流山駅周辺地区において、建築を行おうとする事業者に対し、まちの魅力を高めるための方策を市が示すことにより、本市南の玄関口にふさわしい商業・業務地の形成を誘導するとともに、良好なまちなみづくりを促進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 南流山駅周辺地区とは、南流山駅を中心とした半径500m圏内に存する都市計画法（昭和四十三年六月十五日法律第百号）第8条第1項第1号に規定する商業地域及び近隣商業地域をいう。
- (2) 建築とは、建築基準法（昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号）第2条第1号に規定する建築物を新築し、改築し、若しくは増築する行為又は建築物の用途を変更する行為をいう。
- (3) 事業者とは、南流山駅周辺地区内の宅地において、建築等に関する工事の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をするものをいう。
- (4) 方策とは、市が策定した「南流山駅周辺地区まちなみづくり指針」をいう。

(建築計画の説明の求め)

第3条 市長は、南流山駅周辺地区内において建築を行おうとする事業者に対し、当該建築行為等の計画（以下「建築計画」という。）のうち、次の各号に掲げる事項について説明を求めるものとする。

- (1) 建築等を行う土地の所在及び敷地面積
- (2) 事業者の住所及び氏名
- (3) 建築面積及び延べ床面積
- (4) 階数
- (5) 建築物の計画概要（建物の用途、計画戸数等）
- (6) 外構計画（植栽、照明等）
- (7) その他市長が必要と認めるもの

2 事業者は、前項の規定による説明の内容を変更する場合は、遅滞なく、

変更内容について市長に説明するものとする。

(協力等の要請)

第4条 市長は、建築等を行おうとする事業者から前条の説明があった場合において、事業者に対し次の各号に掲げる事項を説明するとともに、方策への配慮について協力若しくは協議を求めることとする。

- (1) 方策の説明
- (2) 土地の高度利用化への協力
- (3) 商業・業務施設の立地誘導の協力
- (4) 方策に即する建築行為の協力

2 市長は、前項の規定による事業者等への協力又は協議については、速やかに文書により事業者へ通知する。

(市長の責務)

第5条 市長は、第1条の目的の達成に資する必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、南流山駅周辺地区の環境を整える必要があることを理解し、市長が協力を求めた事項について誠意をもって実現に努めるものとする。

付 則

- 1 この要領は、令和6年2月27日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に関係法令等に基づく申請等又は土地活用について市と協議がなされている建築計画については、この要領の規定は適用除外とすることができる。

令和 年 月 日

(宛先) 流山市長

事業者 (申請者)

住所

氏名

電話

## 南流山駅周辺地区における建築計画 (変更) 説明書

南流山駅周辺地区の環境を整えるための建築計画立案段階における事務取扱要領第3条第1項 (第2項) の規定により、関係図書を添えて、次のとおり説明いたします。

太枠内記入

1.所在地			
2.土地所有者			
3.申請代理人	住所 氏名	電話	
4.建築物の用途	1. 商業・業務施設 (概要: )		
	2. 共同住宅	計画戸数	戸
	3. その他	うちワンルーム ( 戸)	
	※複数の用途に跨る場合は、下欄に内訳を記入してください		
	用途1	( 階 ~ 階)	
用途2	( 階 ~ 階)		
用途3	( 階 ~ 階)		
5.敷地面積	m <sup>2</sup>		
6.建築面積	m <sup>2</sup>	7.延床面積	m <sup>2</sup>
8.建物高さ	m	9.建物階数	階
備考			

添付図書 ①位置図 ②配置図 ③建築物平面図 ④立面図 ⑤外構計画図 (植栽・照明)

⑥建築面積・延床面積算定図 ⑦その他市長が必要と認める書面及び図面